

事業開始申告書の記載要領等

この申告書は、設立等により長野県に新たに納税義務が発生した場合に、長野県県税条例第 39 条の 2 第 1 項の規定により、設立等の日から 10 日以内に提出するものです。

下記の記載方法を参考としてこの申告書を作成し、登記事項証明書の写し及び定款等の写しを添えて、各県税事務所に提出してください。

記載項目	記載すべき事項・注意事項
設 立 年 月 日	設立の場合は、登記事項証明書に記載されている会社設立年月日を、事務所等設置の場合は、新たに長野県に事務所等を設置した年月日を記載してください。
事 業 年 度	定款等により定められている会計期間を記載してください。(原則、税務署へ届け出た事業年度に準じます。)
資 本 (出 資) 金 額	登記事項証明書に記載されている資本 (出資) 金額を記載してください。
資 本 金 等 の 額	法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額を記載してください。
事 業 の 種 類	現に営んでいる事業のうちその主たるものを記載してください。
電気供給業を行う場合	現に電気供給業を営んでいる法人 (主たるものか問わない。) が記載してください。なお、「発電小売電気事業」とは、電気事業法に規定する発電事業及び小売電気事業 (これに準ずるものとして、総務省令で定めるものを含む。) をいいます。
一般社団 (財団) 法人の場合	一般社団法人及び一般財団法人が記載してください。なお、「非営利型法人」とは、法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する法人をいいます。
公益法人等の場合	地方税法第 24 条第 5 項に規定する公益法人等 (非営利型に該当する一般社団法人及び一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人、社会福祉法人、宗教法人若しくは特定非営利活動法人など) が記載してください。
事務所等 (支店・工場等)	登記の有無にかかわらず支店・出張所・営業所・事務所・工場等について、長野県内に本店を有する法人にあってはすべてを、長野県外に本店を有する法人にあっては長野県内に有するものを記載してください。なお、記載しきれない場合は、これらがわかる一覧表等を添付してください。
申告期限の延長	新たに長野県内に事務所等を設置した場合に、既に申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、「有」を○で囲み、延長された最初の事業年度及び延長月数を記載してください。
還付金が生じた場合の振込先	申告書を提出する際にも記入できます。
事務所等が所在する都道府県数	事務所等が所在する都道府県の数を記載してください。長野県にのみ事務所等を有する場合は、1 と記載してください。
送付を希望する申告書等	長野県から送付している申告用紙等について、希望するものを○で囲んでください。なお、長野県においては、eLTAX による電子申告法人及び大法人等に該当する場合は、原則、納付書のみ送付しています。 (注) 申告書の提出期限が近づいても申告用紙等が送付されない場合は、「申告書等の送付先」を再度ご確認のうえ、申告書を提出する県税事務所にお問い合わせください。また、長野県公式ホームページ (https://www.pref.nagano.lg.jp) から様式をダウンロードできます。
備 考	法人の設立の形態 (個人企業を法人組織としたもの、合併により設立したもの若しくは新設分割により設立したもの等)、その他の申告書等送付先など、参考となる事項を記入してください。 (注) 合併又は新設分割により設立した場合、合併契約書又は分割契約書の写しを添付してください。